

公立大学法人大分県立看護科学大学教育研究審議会運営規程

平成18年4月1日
規程第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する教育研究審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選出)

第2条 定款第21条第2項第3号の学長が定める教育研究上の重要な組織の長は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長

(任期等)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、定款第21条第2項第1号から第3号までに掲げる委員については、当該職にある期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(招集)

第4条 教育研究審議会は、原則として、毎月1回開催するほか、必要に応じて、定款第22条の規定により学長が招集する。

(議長の職務代理)

第5条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、教育研究審議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 教育研究審議会の事務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。